

令和4年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年5月17日

湯沢市農業委員会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年5月17日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時40分

閉会 午前11時05分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
9番	西村 一	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

6番	宮原 正明
8番	高橋 郁夫
16番	佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席  
(午前9時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班長	井川 信博
主事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用  
地利用配分計画の案の決定について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第14号 非農地証明願いについて

議案第15号 宅地に付属した農地指定申請について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 <u>午前9時40分</u> 委員総数19名中、ただいまの出席委員は <u>16名</u>であります。</p> <p>定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会します。欠席届を提出されている委員の方は、<u>6番 宮原正明 委員、8番 高橋郁夫 委員、16番 佐藤栄子 委員</u>です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、<u>11番 水戸 義昭 委員、12番 姉崎 与志弘 委員</u>、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りします。 本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定します。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案9件です。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。 (会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>
議 長	<p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をします。 議案書 2 ページをご覧ください。</p>
井川班長	<p>1 賃貸借契約合意解約通知は20件、面積130,505.26㎡です。 内、「借人の都合による」ものが15件、「貸人の都合による」ものが1件、その他、「第三者へ利用権設定するため」が1件、「借人の死亡によるもの」が1件、「高齢による経営縮小」が1件、「契約内容を変更するため」が1件となっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は3件、面積が13,727㎡です。 解約事由は、「第三者に利用権設定するため」となっております。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p>
議 長	<p>次に議事に入らせていただきます。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年5月17日提出。 議案書6ページをご覧ください。賃貸借権設定は2件、面積は3,908㎡です。 申請事由は「兼業による経営縮小」と「農業廃止」によるもので、賃料については、総会資料記載のとおりです。 次に議案書7ページと8ページをご覧ください。所有権移転は4件、全体面積が16,998㎡です。申請事由は、申請番号第1号が「生前部分贈与」、申請番号第2号、第4号は「生前一括贈与」のため、申請番号第3号は相手方の要望によるものです。 うち、第3号については売買で、価格は資料記載のとおりです。 説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第7号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 案件を、事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和4年5月17日提出。
議 長	ここで、議案書10ページの利用権設定整理番号「 <u>第24号から第26号</u> 」が <u>1番 高橋 忠雄 委員</u> 、続く11ページ「 <u>第27号</u> 」が <u>9番 西村 一 委員と15番 由利 幸悦 委員</u> に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いします。 関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは利用権設定「整理番号第24号から26号」を審議しますので、 <u>1番 高橋 忠雄 委員</u> の退席をお願いします。
	(1番 高橋 忠雄 委員、退席) (午前9時50分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。

井川班長	<p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定整理番号第24号から第26号について、賃貸借権の新規設定で、合わせた面積は25,329㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりです。</p> <p>集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第24号から第26号について、計画のとおり決定することとします。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、着席) (午前9時52分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第27号を審議しますので、<u>9番 西村 一 委員と、15番 由利 幸悦 委員</u>の退席をお願いします。</p> <p>(9番 西村 一 委員、15番 由利 幸悦 委員 退席) (午前9時52分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第27号は、賃貸借権の新規設定で、面積は1,942㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定整理番号第27号を計画のとおり決定することとします。退席者の着席をお願いします。
	(9番 西村 一 委員、15番 由利 幸悦 委員 着席) (午前9時53分)
議長	次に、議案第8号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議長	井川班長。
井川班長	議案書11ページから15ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が16件、使用貸借権が1件、面積は134,597.26㎡です。 内訳が、新規の設定が14件、再設定が3件で、賃料については、総会資料記載のとおりです。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第8号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することとします。 次に所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議長	井川班長。
井川班長	議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画所有権移転について、議案書16ページをご覧ください。 所有権移転は2件、面積は14,654㎡です。申請事由は経営縮小と小作地開放のため、売買価格については、総会資料記載のとおりです。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第8号の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」について、計画のとおり決定することとします。</p>
議 長	<p>次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。</p> <p>ここで、議案書18ページの「集積計画整理番号(転借人へ)」の6号が、<u>6番 宮原 正明 委員</u>の案件となっておりますが、本日、欠席届が提出されてますので、そのまま審議を進めたいと思います。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	井川班長
井川班長	<p>議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」</p> <p>湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年5月17日提出。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。利用集積計画整理番号（転貸人へ）3号、利用集積計画整理番号（転借人へ）6号についてご説明いたします。</p> <p>面積が19,376㎡、田9筆分となっております。申請事由及び賃料につきましては総会資料記載のとおりであり、利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>また、議案第9号の議事参与制限以外の利用権設定、利用集積計画整理番号（転貸人へ）1号・2号、（転借人へ）4号・5号については、面積が9,897㎡で、申請事由が経営拡張となっております。申請事由及び賃料につきましては総会資料記載のとおりであり、利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第9号の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」について、計画のとおり決定することとします。
議長	次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。次に利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議長	井川班長。
井川班長	議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。 令和4年5月17日提出。 議案書20ページをご覧ください。 農地中間管理事業(移転)の配分計画案は2件、面積は9,780㎡です。 田んぼ6筆で賃貸借権によるもので、賃料については、総会資料記載のとおりです。申請事由は経営拡張のためであり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和4年5月31日となっております。 説明は以上です。
議長	暫時休憩とします。(午前10時02分)
	休憩を終了し会議を再開します。(午前10時14分)
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 配分計画案について何かご質問ございませんか。
議長	(質問なしの声あり)

議 長	<p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり承認することとします。</p>
議 長	<p>次に、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。</li> <li>2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。</li> </ol> <p>令和4年5月17日提出。 議案書22ページをご覧ください。4条申請番号第1号 議案付属資料は7ページから13ページをご覧ください。 申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。 申請内容は、車の台数が増え既存の車庫では手狭なため、申請地に新たな車庫を建築するものであります。湯沢市ふるさとふれあいセンターかしま館から北へ約0.5km、いわさきこども園から西へ約0.5kmに位置し、東側は宅地、西側は道路、南・北側は水路に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、車庫●㎡、搬入路・通路●㎡、雪寄場・緩衝地●㎡を整備するものであり、事業費は建物建設経費が●万円、測量・登記経費●万円となっております。資金計画は全額自己資金で、被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水は発生しないため、雨水は自然流下となります。 許可判断として、申請地が第3種農地であり、計画についても特に問題はないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。 (17番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>

議 長	17番 川崎 秀悦 委員。
17番	<p>議案第11号の現地確認について報告します。</p> <p>4月27日、16番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認を行いました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第11号について質疑を行います。
議 長	<p>何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第11号について採決を行います。許可相当とすることと、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することとします。
議 長	<p>次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	井川班長。
井川班長	<p>議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。</li> <li>2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。</li> </ol> <p>令和4年5月17日提出。</p> <p>初めに5条賃貸借権設定申請番号第1号について説明します。</p>

議案書24ページ、議案付属資料は14ページから23ページをご覧ください。申請地は、●、地目は畑、面積は●m<sup>2</sup>であります。申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であり、申請地は市立山田小学校から南西に約1.8km、市立山田中学校から南へ約1.3kmに位置し、東・西・北側は田、南側は道路に隣接しています。

農地区分は農用地区域内農地であり、事業計画は、深さ●m、●m<sup>2</sup>を掘削し、陸砂利●m<sup>3</sup>を採取するものです。事業費は、用地借上経費が●、造成・整地費●万円、施設・建物建設経費●万円、測量・登記経費●万円、その他搬入経費●、合計●万円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ●mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となります。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みです。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。

次に5条賃貸借権設定申請番号第2号について説明します。議案書24ページ、議案付属資料は24ページから30ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は●、面積は●m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、羽場集落で利用している墓地の駐車場が手狭であることから、申請地を借り受け新たに駐車場として整備するための転用であります。申請地は、皆瀬総合支所から南東へ約7.5km、皆瀬更生園から南へ約2.7kmに位置し、東側は田、西・南側は道路、北側は原野に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断されます。高さ●m、土量●m<sup>3</sup>の造成工事を行い、駐車場を整備するもので、事業費は、用地借上経費●万円、造成・整地費●万円、搬入費等諸経費●万円、合計45万円で、全額自己資金となっており、通帳の写しで確認しております。被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水は発生しないことから、雨水は自然流下となります。許可判断として、申請地は第2種農地ではありますが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむをえないものと判断します。

次に5条所有権移転申請番号第1号について説明します。

議案書25ページ、議案付属資料は31ページから37ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は●、面積は●m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、現稲庭郵便局を移転する計画があり、移転先の宅地のみでは局

舎と駐車場の両方の確保が難しいことから、申請地を取得し駐車場を整備するための転用であります。申請地は、稲川総合支所から南へ約5.7km、稲庭生涯学習センターから北へ約0.2kmに位置し、東・西・北側は宅地、南側は道路に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断されます。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、駐車場を整備するもので、事業費は、用地取得費●万円、造成・整地経費●万円、計●万円となっております。資金計画は全額自己資金で通帳の写しで確認しております。被害防除計画については、駐車スペースに砂利を敷き、転圧を行うとともに隣接地との境界に防護柵を設けて被害を与えないように配慮する。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。申請地は第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむをえないものと判断します。

次に5条所有権移転申請番号第2号について説明します。議案書25ページ、議案付属資料は38ページから48ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は畑、面積は●㎡であります。申請内容は、現在父所有の家に同居しているが子供が生まれ家が手狭となったことから、申請地を取得し住宅を新築するための転用であります。申請地は、稲川総合支所から北へ約2.2km、県立稲川支援学校から東へ約2.1kmに位置し、東・北側は宅地、西・南側は道路に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。事業計画は、高さが●m、土量●㎡の造成工事を行い、住宅面積が●㎡、カーポート●㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費●万円、造成・整地経費●万円、建物建設経費●万円、設計額●万●円、測量・登記経費●万円、搬入費等諸経費●万●千円、合計●万円となっております。資金計画は全額借入で仮審査書類にて確認しており、被害防除計画については、東・北側は隣接地の境界ブロックに擦付け、西側は法面保護し、南側は市道の高さに擦付ける計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然流下となります。申請地は第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむをえないものと判断します。

次に5条所有権移転申請番号第3号について説明します。議案書26ページ、議案付属資料は49ページから55ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、子育て世代が求める住宅地として、住環境の良さや土地面積と価格が手頃であることが挙げられるが、これらの条件を満たす土地が既存の宅地では探し出すことができなかつたことから、申請地を取得して宅地造成後住

宅建築条件付き土地として販売するための転用です。申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約0.9km、市立湯沢西小学校から南へ約0.9kmに位置し、東・北側は水路、西側は道路、南側は宅地に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断しました。事業計画は盛土等の造成工事を行わず、隣接する宅地とあわせて、宅地●㎡を整備するもので。事業費は、用地取得費●万●千円、造成・整地経費●万円、施設・建物建設経費●万●千円、測量・登記経費●万円、搬入費等諸経費●万円、合計●万●千円となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書で確認しており、被害防除計画については、隣接地が申請地より同面もしくは高くなっていることや既存の擁壁があることで崩落等の危険性がないことから特に行わず、汚水・生活雑排水については公共下水道で処理し、雨水は自然流下となります。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

次に5条所有権移転申請番号第4号について説明します。議案書26ページ、議案付属資料は56ページから61ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、現在アパート住まいであるが、子どもが生まれ現在の住居では手狭であることから、申請地を取得し住宅を新築するための転用です。申請地は、湯沢駅から西へ約0.9km、湯沢文化会館から南へ約1.4kmの駅西線に位置し、東・南側は道路、北側は田、西側は宅地に隣接している。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地に該当するものと判断しました。事業計画は、高さ●m、土量●㎡の造成工事を行い、住宅●㎡、カーポート●㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費●万円、造成・整地経費●万円、施設・建物建設経費●万円、設計費●万円、測量・登記経費●万円、搬入費等諸経費●万円、計●万円となっており、資金計画は全額借入で仮審査結果の書類で確認しております。被害防除計画については、東側を既存の側溝で対応し、西・南・北側をL型擁壁設置。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下となります。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

次に5条所有権移転申請番号第5号について説明させていただきます。議案書26ページ、議案付属資料は62ページから67ページをご覧ください。

申請地は、●、地目は●、面積は●㎡です。

申請内容は、建築事務所及び建設業を営む個人事業者から、事業の拡大により、事務所前面の駐車スペースが手狭となってきたことから、申請地を取得し新たに駐車場を整備するための転用です。申請地は、湯沢駅から西へ約0.9km、湯沢文化会館から南へ約1.4kmの駅西線に位置し、東・南・北側は道路、西側は雑種地に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、高さ●m、土量●㎡の造成工事を行い、駐車場●㎡を整備するもので、事業費は、用地取得費●万円、

	<p>造成・整地経費●万円、測量・登記経費●万円、合計●万円となっております。資金計画は全額自己資金で通帳の写しで確認しております。被害防除計画については、東側を既存の側溝で対応し、西・南・北側を L 型擁壁設置し、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となります。許可判断として、申請地は第 3 種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(17番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p> <p>17番 川崎 秀悦 委員。</p>
17番	<p>議案第12号の現地確認について報告します。</p> <p>4月27日、16番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認を行いました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第12号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩とします。 (午前10時39分)</p>
議 長	<p>休憩を終了し会議を再開します。 (午前10時44分)</p> <p>質疑を終了し採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第12号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告します。</p>
議 長	<p>次に、議案第13号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>



井川班長	<p>議案第13号「農地転用事業計画変更承認申請について」</p> <p>農地法第5条の規定による農地の転用許可済みの土地について、農地転用事業計画変更承認申請を受理したので、昭和51年9月30日付農林水産省構造改善局長通達「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」第2の2の(4)の規程により意見書を付し承認の可否を判断する必要があるため意見を求める。令和4年5月17日提出。</p> <p>議案書27ページ、議案付属資料69ページから73ページをご覧ください。申請番号1号については、平成13年12月17日指令雄農●で、事業計画者が5条所有権移転を行い、一般住宅及び木材置場として許可を受けたものであります。しかし、新築住宅に長男と同居する予定が頓挫したことから、住宅建築を断念せざるを得ない状況となり、事業変更により資材置場に計画変更したいとするものです。</p> <p>当該用地は、既に造成工事が完了しており、農地としての利用が困難であることから、計画変更はやむを得ないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。</p>
	<p>(17番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>
議 長	<p>17番 川崎 秀悦 委員。</p>
17番	<p>議案第13号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月27日、16番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認を行いました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、変更事由により、当初の計画である住宅建築を断念するもので、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、農地転用事業計画変更にあたっては、やむを得ないものと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑に入りますが、ここで暫時休憩いたします。 (午前10時48分)</p>
議 長	<p>休憩を終了し会議を再開します。 (午前10時53分)</p> <p>改めまして質疑を行います。</p>
10番	<p>完工予定日(6月30日)の根拠は何でしょうか。</p>
事 務 局	<p>申請書に記載された期日であり、それまで工事を完了させるということです。</p>


10番	その確認は農林課か。それとも農業委員会か。
事務局	許可権者が県であり、農振除外と転用許可が出ていたが、その後の確認（県が市町村へ要請し確認）が行き届いていなかった。現在では転用許可後の動向を追跡調査し、地目変更が完了するまでの報告を義務付けしている。
議長	他にご質問はありませんか。 なければ質疑を終了し採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。異議ないものと認め、議案第13号の「農地転用事業計画変更承認申請について」を、申請のとおり承認することとします。 なお、この承認を踏まえ、議案付属資料68ページ「農地法第5条に規定する許可に係る事業計画変更承認申請に関する意見書」を県へ提出することを申し添えます。
議長	次に、議案第14号「非農地証明願いについて」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第14号「非農地証明願いについて」 農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和4年5月17日提出。 それでは非農地証明申請番号第1号について説明します。 議案書29ページ、議案付属資料は74ページから76ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡です。申請地は、平成13年頃に沢が崩れ、20年以上耕作が行われておらず、現在は山林原野の状態です。そのような状況から、申請地は農地としての利用が困難であることから、非農地判断はやむを得ないものと判断します。 説明は以上です。
議長	ここで、現地確認結果について、17番 川崎 秀悦 委員から報告願います。
議長	(17番 川崎 秀悦 委員、挙手) 17番 川崎 秀悦 委員。
17番	議案第14号の現地確認について報告いたします。


	<p>4月27日、16番 佐藤 栄子 委員と私、事務局2名とで現地確認を行いました。</p> <p>先ほど事務局より説明があったとおり、申請地は山林原野状態にあり、現場確認については、残雪及び悪路により状態を確認することができませんでした。同行していただいた親族の方からの聞き取りによると、毎年保全管理のため木々を伐採しに行っているとの事でしたが、ダムの水位によっては、水没する時もあり、耕作ができなくなって20年以上経過している事と、高台からの目視により、農地としての利用は不可能な状況であると判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第14号の「非農地証明願いについて」質疑を行います。</p> <p>何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第14号「非農地証明願いについて」を原案のとおり決定することとします。</p>
議 長	<p>次に、議案第15号「宅地に付属した農地指定申請について」を議題とします。</p> <p>案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第15号「宅地に付属した農地指定申請について」</p> <p>宅地に付属した農地指定申請書を受理したので、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第7条第1項の規定により指定の可否について決定を要す。</p> <p>令和4年5月17日提出</p> <p>議案書32ページ、議案付属資料は77ページから81ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、●で、地目は●。面積は●㎡となっております。申請人は隣接する宅地、●と一体的に取得するものです。</p> <p>4月27日、11番 水戸 義昭 委員ほか委員2名、事務局2名の立ち会により現地確認を行ったところ、申請の内容は、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当するものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、<u>11番 水戸 義昭 委員</u>から報告願います。</p> <p>(11番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>

議 長	11番 水戸 義昭 委員。
11番	<p>議案第15号の「宅地に付属した農地指定申請」に関する現地確認について報告いたします。</p> <p>4月27日、16番 佐藤 栄子 委員、17番 川崎 秀悦 委員と私の3名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請された案件については、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当し、指定することに特に問題がないものと判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第15号「宅地に付属した農地指定申請について」質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第15号「宅地に付属した農地指定申請について」、申請のとおり指定することを決定します。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了しました。</p> <p>(午前11時05分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年5月17日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 11番 水戸義昭 

署名委員 12番 姉崎子志弘 